

#### 4 地域支援事業における権利擁護事業について

- 今回の法改正により創設された地域支援事業のうち、高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業は、衆議院における審議において、市町村の任意事業から必須事業に改められたところである。
  
- 本事業の内容としては、
  - ・ 高齢者などからの権利擁護にかかわる相談等に対応すること、
  - ・ 成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行ったり、成年後見人となるべき者をすすめることができる団体等の紹介を行うこと、
  - ・ 虐待を早期に発見するため、地域の様々な関係者によるネットワークを構築すること、を想定しており、各市町村では、これらすべての業務を行っていただきたいと考えている。各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。（詳細な内容については、別途お示しする予定。）
  
- なお、市町村が成年後見審判に係る鑑定費用や後見人に対する報酬を助成する事業や、地域包括支援センターに配置される社会福祉士自身が成年後見人となること等は、必須事業として想定していない。

# ○介護保険法（改正後）

## （地域支援事業）

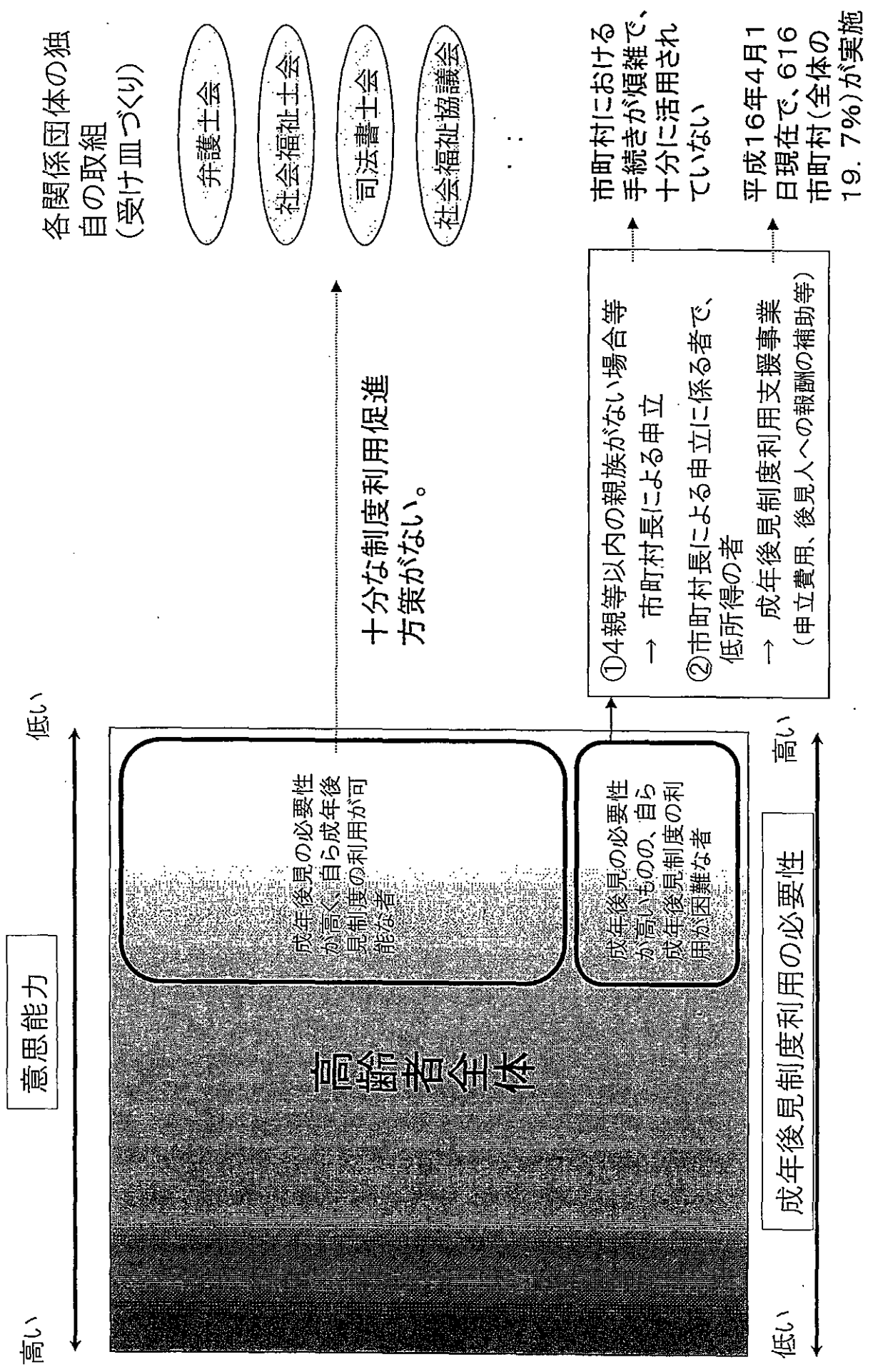
第百十五條の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
- 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- 三 被保険者の心身の状況、その居室における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
- 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
- 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

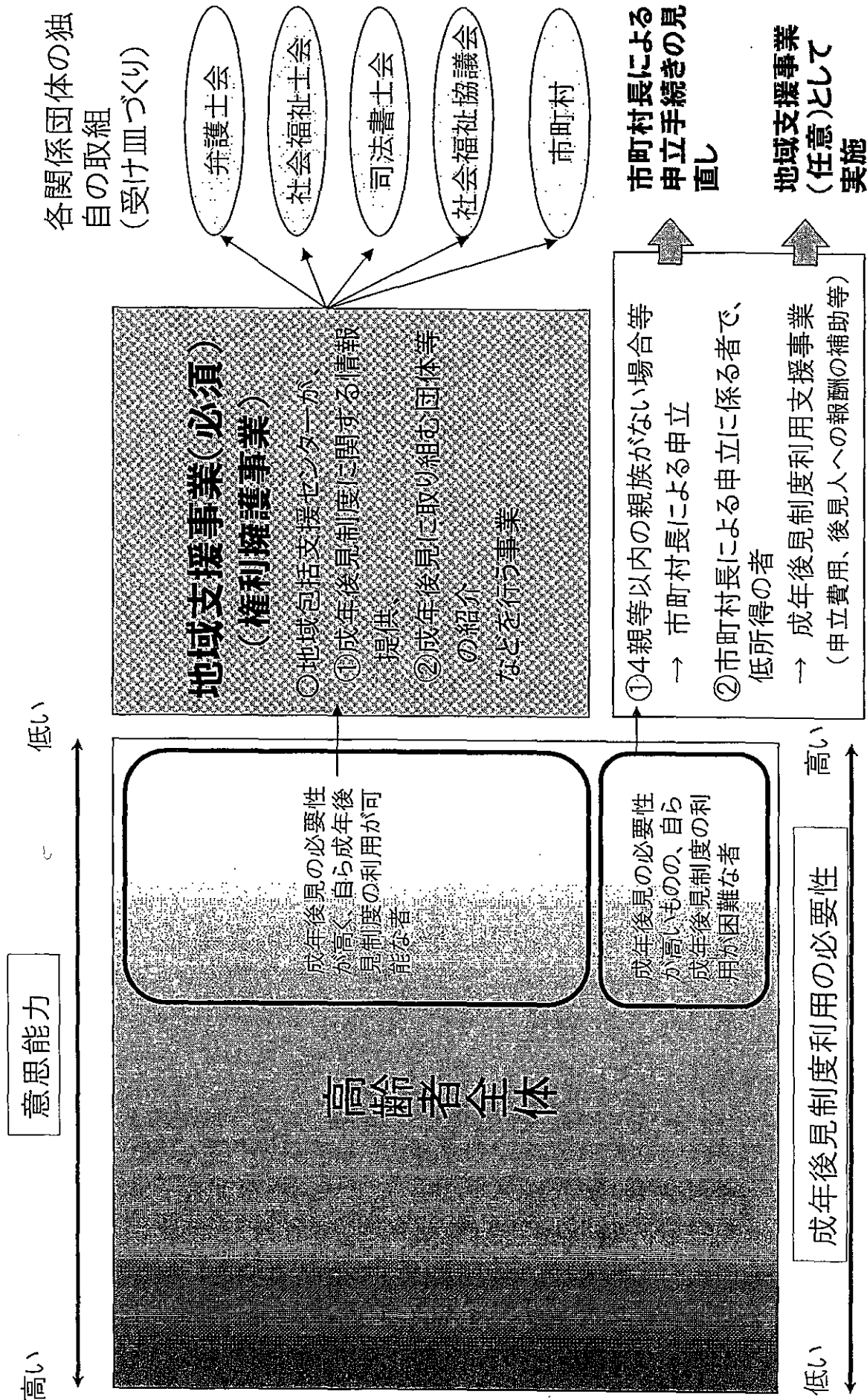
衆議院において、任意事業から必須事業へと修正

- 2| 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
  - 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
  - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
  - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
- 3| 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
- 4| 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
- 5| 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 6| 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に必要事項は、政令で定める。

# 現在の成年後見制度利用支援の状況



# 今後の成年後見制度利用支援



## 市町村長による後見等の開始の審判請求 手続きの見直しについて

- これまで、厚生労働省では、老人福祉法第 32 条等に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関し、市町村長は、高齢者の 4 親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続きを例示として示してきたところ。
- しかしながら、4 親等以内の親族の範囲は広く、市町村による確認作業が極めて繁雑になっていることも要因となって、市町村申立ては十分に活用されていない状況にある。
- これに対し、市町村申立ての活用に関し、国会審議における議論、新聞報道・社説、団体からの要望がなされているところ。
- 本来、厚生労働省から示す手続の例示は市町村の事務を拘束する性格のものではないが、市町村申立ての活用を促進する観点から、その内容を次のとおり見直すことを検討している。

### 【見直し案】

市町村申立てに当たっては、市町村長は、予め 2 親等以内の親族の有無を確認する。

また、3 親等又は 4 親等の親族であって審判請求をしようとする者の存在が明らかである場合には、市町村申立ては行わないことが適当である。